

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

民泊に関する読み替え特約（旅館特別約款用）

第1条（特別約款の読み替え）

- (1) この特約が付帯される保険契約においては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第13条（旅館業法の特例）に定める「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」および住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第2条第3項に定める「住宅宿泊事業」は、旅館特別約款第1章施設危険条項第1条（保険金を支払う場合）①、同第2章生産物危険条項第1条（保険金を支払う場合）および同第3章受託物危険条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する旅館営業とみなします。
- (2) この特約が付帯される保険契約においては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第13条（旅館業法の特例）に定める「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する業務」および住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第2条第3項に定める「住宅宿泊事業」は、旅館特別約款第1章施設危険条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する旅館業務とみなします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

借用不動産損壊補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
し	借用戶室	建物のうち、被保険者が民泊（注1）事業の遂行のために、日本国内において他人から借用しているすべての戸室（注2）をいいます。ただし、保険証券記載の仕事の遂行の一環として行うイベント等（注3）のために他人から賃借する建物を除きます。 （注1）民泊とは、住宅の全部または一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することをいいます。 （注2）戸室には、戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を除きます。 （注3）イベント等とは、研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事を言います。
	借用戶室台帳	借用戶室の用途、所在地およびその他の当社が定める事項を記載した保険契約者または被保険者備付の一覧表をいいます。
そ	損壊	この特約においては、滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および搾取を含みません。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、借用戶室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者がその借用戶室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂・爆発
- ③ 給排水設備（注）の破損または詰まりにより生じた漏水、放水等による水ぬれ
（注）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第2条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、借戸室の賃借人とし、借戸室を使用または管理する被保険者の役員および従業員は含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および旅館特別約款（以下「特別約款」といいます。）の保険金を支払わない場合の規定のほか、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 被保険者の心神喪失または指図
- ⑦ 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- (2) 当社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた破損を除きます。
 - ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注5）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
 - ③ 借戸室の欠陥によって生じた損壊
 - ④ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ⑤ 外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借戸室の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損壊
 - ⑥ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
 - ⑦ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊
 - ⑧ 借戸室の平常の使用または管理において通常生じるすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注6）であって、借戸室ごとに、その借戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊
 - ⑨ 借戸室の使用により不可避免的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊

- ⑩ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。
 - ⑪ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込み（注7）またはこれらのものの漏入（注8）によって生じた破損
 - (3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
 - (4) 当社は、被保険者の使用人が所有する借戸室が損壊したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済核燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染されたものには、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 自然の消耗もしくは劣化には、日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- (注6) 汚損には、落書きを含みます。
- (注7) 吹込みとは、窓・戸等建物または屋外設備・装置の開口部から入り込むことをいいます。
- (注8) 漏入とは、屋根・壁等建物または屋外設備・装置の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

第4条（支払保険金）

(1) 当社が、この特約により普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①から④までについて支払うべき保険金の額は、同条（2）の規定にかかわらず、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条（1） ①から④までの合算額
-------	---	----------------------------

(2) 本条（1）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第5条（借戸室台帳の備付義務）

保険契約者または被保険者は常に借戸室台帳を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の役員、従業員ならびにそれらの者の配偶者（注）および同居の親族に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

（注）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害については、特別約款第1章第2条（保険金を支払わない場合—その1）②の規定を適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1回の事故につき1億円とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

見舞費用補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
そ	損壊	この特約においては、滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および搾取を含みません。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、他人の所有する財物が、損壊し、被保険者が当該財物を所有するもの（以下「被害者」といいます。）に対して見舞費用（注）を当社の同意を得て負担することによって被る損害に対して、この特約に従って、見舞費用保険金を支払います。

（注）見舞費用は、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由となされる給付を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた見舞費用に対しては、見舞費用保険金を支払いません。

- ① 見舞費用を受け取るべき者（注）の故意
- ② 保険契約者、被保険者または見舞費用を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 見舞費用を受け取るべき者（注）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

（注）見舞費用を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この特約により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた見舞費用保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害

の範囲および支払保険金）(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払保険金）

(1) この特約により当社が支払うべき見舞費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき、別表1に記載する金額を限度として保険金を支払います。

$$\text{見舞費用保険金の額} = \text{見舞費用の額} = \text{別表2記載の免責金額}$$

(2) この特約により当社が支払うべき見舞費用保険金の額は、保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた見舞費用保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた見舞費用保険金の額から除くものとします。

(3) 本条(1)および(2)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険証券総支払限度額に含まれるものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

(1) 見舞費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が見舞費用の額（注3）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注2）を見舞費用保険金の額とします。

(2) 見舞費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、見舞費用の額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を見舞費用保険金の額とします。

区分	見舞費用保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	見舞費用の額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）他の保険契約等とは、この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した見舞費用に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）見舞費用の額について、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（見舞費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する見舞費用保険金の請求権は、被保険者が見舞費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が見舞費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	公の機関 ^(注) の事故証明書
②	見舞費用の請求書または見積書等、見舞費用の発生を証明する書類
③	被害者またはその法定相続人の受領証等、見舞費用の支払を証明する書類

- (3) 見舞費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 公の機関について、やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）(2)、第6条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）(6)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(2)ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する見舞費用」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する見舞費用」
- ③ 第2条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「見舞費用」
- ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1)①、第27条（保険金の支払）(1)および(2)ならびに第28条（代位）(1)の規定中「損害」とあるのは「見舞費用」
- ⑤ 第27条（保険金の支払）(注1)の規定中「第26条（保険金の請求）(3)」とあるのは「第26条（保険金の請求）(3)およびMSLP特約（事故発生ベース）被害者見舞費用補償条項第5条（治療費等保険金の請求）(2)」

第8条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「見舞費用」と読み替えて適用します。

別表1 支払限度額

1回の事故につき30万円、保険期間中につき1,000万円とします。

別表2 免責金額

1回の事故について、3,000円とします。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

追加被保険者特約

第1条（被保険者の範囲）

- (1) この特約が付帯される保険契約においては次のいずれかに該当するものを被保険者とします。
- ① 住宅宿泊事業法第2条（定義）二の4に定める住宅宿泊事業者（以下「住宅宿泊事業者」といいます。）
 - ② 住宅宿泊事業法第2条（定義）二の7に定める住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊管理業者」といいます。）
 - ③ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第13条（旅館業法の特例）に定める「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」を行う事業者
 - ④ 旅館業法第3条に規定する営業許可を得ている事業者
 - ⑤ 上記①から④に定める事業者から業務の委託を受けた事業者。ただし証券記載の業務に関して、損害を負担する場合に限りです。
- (2) 住宅宿泊事業者および住宅宿泊管理業者については契約者にて氏名（または会社名）、住所および住宅宿泊事業を行う対象物件（以下「対象物件」といいます。）の所在地が名簿にて管理されている場合に限り被保険者とします。
- (3) 本条（2）に規定する名簿については当社より提出要請があった場合には当社に対して提出しなければなりません。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号	N	C	2	3	4	1	9	0	0	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

通知精算特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 保険契約者は、記名被保険者（注）の行う保険証券に記載された仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、旅館特別約款または旅館宿泊者特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害（以下「損害」といいます。）に対して保険金を支払います。

(注)記名被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条（責任の始期および終期）

当社の保険責任は仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険期間開始前および終了後については除きます。

第3条（対象戸室の通知）

保険契約者は、毎月保険証券記載の日を締切日（注）とし、締切日後20日以内に、締切日前1ヶ月間（注2）に記名被保険者が認証した事業者が管理する戸室を特定することが可能な情報（注3）および対象戸室数を当社に通知しなければなりません。

(注1) 締切日とは、保険証券に記載のない場合には末日とし、最終回の締切日は保険期間の終期とします。

(注2) 締切日前1ヶ月間とは、保険期間中にかぎることとし、最終回は前回の締切日の翌日以降保険期間の終期までとします。

(注3) 登録された物件を特定することが可能な情報とは、物件名称、物件の住所（部屋番号を含む）、物件の面積、住宅宿泊事業法第2条（定義）二の4に定める住宅宿泊事業者名または国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第13条（旅館業法の特例）に定める「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」を行う事業者名または旅館業法第3条に規定する営業許可を得ている事業者名をいいます。

(注4) 継続契約とは、同一の記名被保険者について、普通保険約款および特別約款に基づく当社との保険契約の保険期間終了日または解除日を開始日とする契約をいいます。

第4条（通知の遅滞または脱漏）

(1) 当社は、第3条（対象戸室の通知）の通知に遅滞または脱漏があったときは、その遅滞または脱漏のあった対象戸室にかかわる損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その仕事についてただちに書面により通知し、当社がこれを認

めた場合を除きます。

(2) 第3条（対象戸室の通知）の通知に遅滞または脱漏があったときは、保険期間終了後であっても、保険契約者は異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第5条（保険料率）

この保険契約における保険料率は、保険証券記載のとおりとします。

第6条（暫定保険料）

(1) 保険契約者は、この包括契約締結と同時に年間見込登録戸室数に前条の保険料率を乗じた額の12分の1に相当する額を暫定保険料として当社に支払うものとします。

(2) 当社は、本条（1）の暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

第7条（保険料の精算）

当社は通知を受け付けた後、保険期間終了の翌月の末日までに、第3条（対象戸室の通知）に従い保険契約者が通知した対象戸室数に第5条（保険料率）に規定する保険料率を乗じて確定保険料を算出し、第6条（暫定保険料）の暫定保険料との間に過不足があるときは、その差額を追徴しまたは返還します。

第8条（最低保険料）

第7条（保険料の精算）の確定保険料が保険証券記載の最低保険料を下回る場合であっても、当社はその差額を返還しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。